

# 下関市立大学客員研究員規程

平成 19 年 6 月 15 日

規 程 第 100 号

改正 平成 20 年 3 月 14 日規程第 17 号  
平成 27 年 3 月 26 日規程第 49 号  
令和 2 年 5 月 1 日規程第 32 号  
令和 3 年 3 月 31 日規程第 44 号  
令和 4 年 11 月 4 日規程第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、下関市立大学（以下「本学」という。）における学術研究を推進し、その進展に寄与するため、外部から受け入れる研究員（以下「客員研究員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第 2 条 客員研究員は、本学の教授、准教授、助教若しくは講師に相当する身分を有する者又はこれに相当する研究業績を有する者とする。

(条件)

第 3 条 客員研究員の受入れは、教育、研究その他本学の運営に支障のない場合で、次の各号に該当する場合に行うものとする。

- (1) 特定の研究の発展のために、学外の協力を必要とする場合
- (2) 本学の教員と共同研究を希望する場合
- (3) 外国の大学、研究所その他外国の研究機関と本学との交流協定等（以下「協定等」という。）に基づき当該機関の研究者が本学で研究を行う場合
- (4) 前 3 号に準ずる場合

(申請)

第 4 条 客員研究員を受け入れようとする教員は、学長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請は、客員研究員承認申請書（様式第 1 号）及び学長が指示する書類を提出することにより行うものとする。

(承認)

第 5 条 学長は、前条の申請が適当であると認めるときは、受入れを承認するものとする。

- 2 学長は、前項の規定による承認を行ったときは、前条第 1 項の申請を行った教員にその旨を通知するものとする。

(受入期間)

第 6 条 客員研究員の受入期間は、1 年以内とする。ただし、特別な理由があると認めるときは、受入期間を延長することができる。

- 2 前項ただし書の期間の延長に係る手続きは、前条の規定を準用するものとし、客員研究員受入期間延長申請書（様式第 2 号）により行うものとする。

(協定等による客員研究員の受入れの特例)

第7条 前3条の規定にかかわらず、第3条第3号の規定により受け入れる客員研究員については、協定等の定めるところによる。

(待遇)

第8条 客員研究員には、協定等に定めがある場合を除き、渡航費、滞在費及びその他研究活動に要する費用は支給しない。

(施設、設備等の使用)

第9条 客員研究員は、教育、研究その他本学の運営に支障のない範囲において、研究を遂行するために必要な本学の施設、設備等を使用することができる。

(規程等の遵守)

第10条 客員研究員は、公立大学法人下関市立大学及び本学の諸規程を遵守しなければならない。

(事務)

第11条 客員研究員に関する事務は、総務部が行う。

(雑則)

第12条 本学の都市みらい創造戦略機構における委嘱研究員については、この規程を適用せず、別に定めるところによる。

2 この規程に定めるもののほか客員研究員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年6月15日から施行する。

附 則 (平成20年3月14日規程第17号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日規程第49号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年5月1日規程第32号)

この規程は、令和2年5月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日規程第44号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年11月4日規程第25号)

この規程は、令和4年11月4日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

客員研究員承認申請書

年 月 日

（宛先） 下関市立大学長

（受け入れようとする教員）

下記のとおり、客員研究員として受入れを申請しますので、ご承認くださるようお願いいたします。

記

1 氏 名

（満 歳）

（国 籍）

2 現 職

3 研究題目

4 研究期間

